## 改正育児・介護休業法が10月1日に施行されました

が一定数存在すると考えられまを諦めて離職せざるを得ない方

る不公平を是正し、

保育所等を

そこで、

子の生まれ月によ

である4月に届かず、

職場復帰

6カ月まで育児休業を取得ら9月生まれの子の場合、

般的な保育所の入所時期

行の

育児休業では、

すい職場環境をつくるため、労働者が育児休業を取得の努力義務化育児休業を取得の場別に対している。

利用できないために離職せざるを得ない事態を防ぐことを目的とした緊急的なセーフティネットとして、保育所に入れない場合等には最長で子が2歳に達するまで育児休業を延長できることとしました。

※育児・介護休業法について、詳しくは 厚生労働省ホームページ「育児・介護休

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html

業法について」をご覧ください。

**育児休業期間の延長** 10月1日から施行されました。 第193回通常国会において成 等の一部を改正する法律案」が 等の一部を改正する法律案」が 等の一部を改正する法律案」が

## 努力義務化育児目的休暇制度の

要を設けることを努力義務とし 大る育児を促進するため、子が す。これを踏まえ、特に男性に す。これを踏まえ、特に男性に が多く利用されていま の休暇が多く利用されていま の体で就学する前まで利用で が学校に就学する前まで利用で が学校に就学する前まで利用で が学校に就学する前まで利用で することを努力義務としまし育児休業等の制度を個別に周知知ったときには、当該対象者に業主が育児休業等の対象者を

今年3月31

## 仕事と育児の両立、仕事<u>と介護の両立のための支援事業のご案内</u>

育児休業取得や介護離職で お困りのことはありませんか? 育児・介護プランナーがお手伝いします! (無料)

育児休業を取得予定の従業員がいる事業主や、従業員の 介護離職を防ぎたいとお考えの事業主に対して、社会保険 労務士などの資格を持つ育児・介護プランナーが、円滑な 育児休業・介護休業等の取得から職場復帰までの取り組み 方法について、訪問してアドバイスをします。

また、全国で「中小企業のための育休復帰支援セミナー」「仕事と介護の両立支援セミナー」を開催し、プランナーの支援を受けられた事業主の声とともに従業員の仕事と育児・介護の両立のために企業が取り組むべきことをお伝えしています。セミナー後には、希望者に対して個別相談会を開催しますのでご活用ください(事前申込制・参加無料)。

ご興味をお持ちの方はセミナーにぜひご参加ください!

※ 申込方法など詳細はこちらをご参照ください。株式会社パソナ育児・介護支援プロジェクト事務局 (委託先)http://ikuji-kaigo.com/

「仕事と介護の両立支援に関するシンポジウム」開催のご案内 ~厚生労働省委託事業「平成 29 年度仕事と介護の両立支援事業」~

要介護者が増加するなか、仕事と介護を両立するポイントは、介護休業や介護休暇、短時間勤務などの両立支援制度と、地域で提供される介護サービスを上手に組み合わせることです。しかし、介護に直面した従業員をどのように支援していくか、お悩みの企業も多いのではないでしょうか。

このシンポジウムでは、有識者による講演のほか、企業の人事担当者やケアマネジャー も交え、介護に直面した従業員への支援を中心に、両立支援のポイントを議論します。

経営者・人事担当者や、介護支援を担う地域包括支援センターの職員、ケアマネジャーをはじめ、仕事と介護の両立支援に関心のある方ならどなたでもご参加いただけます。皆さまのご参加をお待ちしております(事前申込制(先着順)・参加無料)。

## 【開催日時・会場】(全会場共通 13:30~16:30)

- ◇東京 10月11日(水) 浜離宮朝日ホール 小ホール
- ◇愛知 10月17日(火)

TKP ガーデンシティ PREMIUM 名古屋新幹線口 バンケットホール 7A

- ◇大阪 10月23日(月) ハービスホール 小ホール
  - ※ 申込方法など詳細はこちらをご参照ください。
  - 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社(委託先)
  - ・東京会場: http://www.murc.jp/sp/1708/symposium/tokyo.pdf
  - ・愛知会場:http://www.murc.jp/sp/1708/symposium/nagoya.pdf
  - ・大阪会場:http://www.murc.jp/sp/1708/symposium/osaka.pdf

31